標柱五号から二〇八度二九分五〇秒
二〇・〇〇〇メートルの地点　六号
標柱六号から二〇六度五七分四七秒
五九・八五〇メートルの地点　七号
標柱七号から二〇五度三二分四七秒
五九・九〇三メートルの地点　八号
標柱八号から二〇五度二二分一二秒
二〇・〇〇二メートルの地点　九号
標柱九号から二〇四度三四分四六秒
二〇・〇〇〇メートルの地点　十号
標柱十号から二〇四度三六分三〇秒
一九・九八四メートルの地点　十一号
標柱十一号から二〇六度〇七分〇二秒
二〇・一一六メートルの地点　十二号
標柱十二号から二〇六度〇八分四八秒
二〇・〇二三メートルの地点　十三号
標柱十三号から二〇六度四七分〇六秒
二〇・〇〇〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から二〇〇度五三分五五秒
一九・〇〇五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一七九度〇一分三一秒
一八・五六〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から一六〇度四四分一四秒
一九・三八九メートルの地点　十七号
標柱十七号から二四七度三〇分一二秒
八・二〇九メートルの地点　十八号
標柱十八号から二九九度四七分三二秒
三八九・二五四メートルの地点　十九号
標柱十九号から三二度四〇分四〇秒
一六四・〇二八メートルの地点　二十号
標柱二十号から三九度五三分一秒
六四八・五二九メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一五三度四七分四二秒
一三・六七〇メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一五二度四六分二一秒
三二・三九六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一五六度五六分三五秒
二三・五七七メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一八〇度三四分五六秒
二七・〇五八メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一五四度一八分一五秒
二七・六〇〇メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一五三度〇六分三八秒
四二・五二九メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一五七度一二分五四秒
三八・八三〇メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一五〇度二五分〇二秒
二四・二二八メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一七六度〇九分二四秒
二二・八四〇メートルの地点　三十号
標柱三十号から一四五度一〇分一二秒
一九・四八四メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一二三度二四分一九秒
三〇・四四八メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一二九度五九分二七秒
一〇・九三九メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二二二度〇四分五七秒
五〇・〇〇〇メートルの地点　三十四号

○国土交通省告示第二百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小滝沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字モロシコ一〇五三番四二〇九内四等三角点鎌原住還を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十七年国土交通省告示第九百四十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一五三度〇三分三一秒
九七二・四三五メートルの地点　一号
標柱一号から二一九度五三分一一秒
二三八・二一二メートルの地点　二号
標柱二号から二八六度五七分四七秒
五〇八・三二九メートルの地点　三号
標柱三号から二一度〇七分〇九秒
五八五・〇五八メートルの地点　四号
標柱四号から一九度〇九分四五秒
二〇五・六〇六メートルの地点　五号
標柱五号から一六二度五五分五五秒
七・一九八メートルの地点　六号
標柱六号から一六六度〇八分二七秒
三〇・五八八メートルの地点　七号
標柱七号から一五三度五三分四五秒
二七・一八二メートルの地点　八号
標柱八号から一四八度二五分三三秒
二四・四九四メートルの地点　九号
標柱九号から一五三度〇二分一九秒
四一・三〇二メートルの地点　十号
標柱十号から一五四度一八分三八秒
六五・一七〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から一四三度三二分四〇秒
一八・二五二メートルの地点　十二号
標柱十二号から一五二度二一分四二秒
三八・三六七メートルの地点　十三号
標柱十三号から一五二度〇一分一八秒
四一・四八七メートルの地点　十四号
標柱十四号から一五〇度三三分一一秒
四三・〇五六メートルの地点　十五号
標柱十五号から一四四度四四分五五秒
四四・六八九メートルの地点　十六号
標柱十六号から一五三度〇〇分二七秒
七一・一四一メートルの地点　十七号
標柱十七号から一三六度五〇分二一秒
一六・二三九メートルの地点　十八号
標柱十八号から一六度四五分〇〇秒
七・七六一メートルの地点　十九号
標柱十九号から一三九度三〇分〇八秒
三五・〇三三メートルの地点　二十号
標柱二十号から一四四度一四分五八秒
二六・〇九七メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一六三度二九分四八秒
三五・二五一メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一六一度四八分四九秒
三九・四〇七メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一五八度二〇分四三秒
四〇・八八八メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一四四度五四分五四秒
一九・六九〇メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一四一度四四分一七秒
三五・四九三メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一五七度一〇分二八秒
三一・七三三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一六二度四九分二八秒
三五・七〇九メートルの地点　二十八号

○国土交通省告示第二百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北洞谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂

字北洞　二七五八番　一号から三号まで

二七五九番　四号から六号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中河原谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県郡上市白鳥町歩岐島

字中河原　一三二番一　一号及び五号

一五五番五　二号

一六〇番六　三号及び四号

一六一番八　六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

月見二―二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県多治見市月見町

二丁目　一〇七番一　一号から四号まで

一〇二番一　五号から七号まで

八号

九三番

九九番

十号

五八番

一〇三番　十一号から十三号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺洞川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県恵那市笠置町河合

字道木　五三一番一　一号

五五六番三　二号

五四八番一　三号

五九三番　五号

五八六番一　六号

五八五番二　七号

字笠木山　六〇五番五〇　四号